

徳島県告示第六百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和七年十一月十一日

徳島県知事 後藤田正純

指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
合同会社延愛	名西郡石井町高川原字加茂野 三四番地一	訪問介護のあ	名西郡石井町高川原字加茂野 三四番地一
株式会社古川	板野郡藍住町住吉字神藏一四 三番地 コーポ新聖一〇二 いこい	訪問看護ステーション	板野郡藍住町住吉字神藏一四 三番地 コーポ新聖一〇二
	訪問看護	訪問介護	令和七年十一月一日
	同		